

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 経営理念

当社は、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げています。役員・従業員の有する知識・経験、組織としてのノウハウ・システムを持続的に発展・維持し、製薬会社など世界中のヘルスケアカンパニーに提供することで、新薬を含む新しい治療技術の開発やその発展・浸透、ひいては人類の健康的な生活に貢献することを目指しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

上記経営理念に基づき、当社は、医薬品開発のノウハウ・技術をもって新薬を含む新しい疾患予防・治療技術の誕生・成長に貢献し、国内外のバイオベンチャー、製薬企業、医療機器メーカーなどのヘルスケアカンパニー、医療機関のパートナーとして医療の発展に貢献し、患者様ならびに社会全体の期待に応えてまいります。

当社は、人命に関わる事業活動を行うため、当社の役員ならびに従業員には専門性のみならず高い倫理観が求められることから、コンプライアンスの徹底をはじめとした企業行動規範の遵守を徹底しております。また、内部統制の充実に努め、経営の健全性・透明性を確保することで、事業の発展とあわせて持続的な企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 原則1 - 3 資本政策の基本的な方針 >

当社は、株主価値を中長期的に高め、持続的成長を実現するため、財務健全性の確保と持続的成長に向けた戦略的投資を行います。具体的には、財務健全性の確保については、成長投資とリスクを許容できる株主資本の水準を保持することを基本とします。持続的成長に向けた戦略的投資については、内部留保資金を、将来の事業発展に必要な不可欠な国際共同治験への体制構築のための投資やM&Aによる拠点拡充などに活用し、資本効率の向上に努めます。

株主への利益還元である配当については、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを基本方針とし、安定的な利益還元を努めます。

以上の資本政策の基本的な方針に関し、今後、Webサイト上などで説明できるよう検討してまいります。

< 補充原則4 - 1 中期経営計画 >

当社では、経営会議において中期計画を検討し、各会議において進捗状況の確認・分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしています。取締役会は、経営会議が策定した中期計画を決議するとともに、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視・監督することとしています。

当社では現在、プライム市場の選択に伴い、「上場維持基準の適合に向けた計画書」を開示しており、この計画書において、2025年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を公表しています。今後、進捗状況より必要に応じ目標・方針等の見直しを検討し、ビジョン、経営戦略とともに開示・説明し、株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めます。

< 補充原則4 - 2 報酬制度 >

当社は、当社の業務執行を担う取締役に対して、固定報酬に加え、単年度の業績に連動する金銭報酬である業績連動報酬制度を導入しております。

一方、業務執行を担う取締役は当社の創業メンバーであり、既に一定数の当社株式を保有しています。そのため、中長期の業績を反映した株主価値の増減が保有株式の価値の増減と連動しており、実質的に中長期の業績連動報酬と同様のインセンティブを内包し、株主の皆さまとの利害価値共有は実現できているものと考えます。このような観点から、現在は中長期の業績に連動する株式報酬等の非金銭報酬を設定していません。なお、今後創業メンバー以外の業務執行を担う取締役の就任など取締役構成の変化に応じて、中長期の業績連動報酬を含む役員報酬制度について必要な変更を検討してまいります。

< 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

会社法の要件に加え、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を実質的にも満たすことを確認した上で、その知識・経験をベースに一般株主と同じ客観的な視点から当社の経営等に対し適切な意見を積極的に述べていただけたと考えた候補者を取締役会にて選任しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

< 原則1 - 4 政策保有株式 >

当社は、株価変動というリスクの回避のため、また資本効率の向上のためという2つの理由から、協業・提携のための株式保有等の必要がある場合を除き、上場株式を保有しません。

< 原則1 - 7 関連当事者間の取引 >

当社グループでは、企業行動規範の原則「企業利益の相反防止」として、当社グループの役員、従業員が業務上の判断を行う際は、その行為が会社にとって最善な方法であるということを十分な情報のもとで判断し行うことと定めております。また、贈収賄および汚職防止に関するポリシーで

は、当社グループの役員、従業員がその立場を利用し贈収賄や汚職を行うことを禁じています。
なお、役員との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は取締役会の承認決議を要する旨を定めており、役員及びその近親者や議決権の過半数を実質的に保有する会社と、当社グループとの間の取引の有無を四半期毎に確認しています。

<原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金の積立金の運用は実施しておりません。

<補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保>

<補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等>

当社グループは、経営理念のもと「サステナビリティ方針」を策定し、この方針に沿ってサステナビリティ経営を推進しています。サステナビリティに関する取組および人材の多様性の確保を含む人材育成の方針・社内環境整備の方針等については有価証券報告書「2 サステナビリティに関する考え方や取組」に開示しております。

なお、中核人材の多様性推進に関する状況については以下の通りです。

(1) 女性

各期末時点の女性比率は下記の通り。日本本社およびグループ全体で女性管理職の登用は進んでおり、今後、経営の中核を担う執行役員以上の女性リーダー育成に向け、さらなる環境の整備やキャリア形成支援を行ってまいります。

【本社(日本)】

女性社員/全社員(%) 2023年 62.9%、2022年 61.6%、2021年 44.4%

女性管理職/(執行役員除く)全管理職(%) 2023年 44.2%、2022年 42.6%、2021年 19.4%

女性執行役員/全執行役員(%) 2023年 16.7%、2022年 16.7%、2021年 16.7%

【グループ】

女性社員/全社員(%) 2023年 68.5%、2022年 67.5%、2021年 58.6%

女性管理職/(執行役員除く)全管理職(%) 2023年 59.7%、2022年 56.9%、2021年 36.5%

女性執行役員/全執行役員(%) 2023年 31.8%、2022年 28.6%、2021年 25.0%

(2) 外国人

当社グループ従業員759名(2023年3月末時点)の約50%が海外に居住する現地採用の社員であり、海外グループ会社においてはCEOをはじめとした主要なポジションのほとんどを現地の優秀な人材が担っています。

また、日本本社においても国籍を問わない人材採用を進めています。2023年3月末時点の日本本社の全社員に占める外国籍社員比率は3.6%、管理職の外国籍社員比率は1.1%です。

(3) 中途採用者

2023年3月末時点の日本本社の全社員に占める中途採用者比率は42.3%です。また、執行役員の中途採用者比率は100%、管理職の中途採用者比率は71.6%です。グループ全体では、2023年3月末時点の全社員に占める中途採用者比率は66.8%です。また、執行役員の中途採用者比率は100%、管理職の中途採用者比率は81.8%です。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。

この実現に向け、2025年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定しており、プライム市場上場維持基準の適合に向けた計画書において公表しています。経営戦略、経営計画の詳細につきましては、有価証券報告書などの資料にて開示しています。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「 . 基本的な考え方」に記載しています。またこれを含めた当社コーポレート・ガバナンスの概要については当社ウェブサイトにて開示しています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で支給いたします。また、取締役及び執行役員等の個人別の報酬の決定方針等は取締役会で決議いたします。当該方針の決定・手続に関し、取締役会からの諮問を受け、社外取締役が過半数を占める3名以上の委員で構成される報酬委員会にて協議・答申を行うことで、客観性・透明性・公正性を確保します。

内容の詳細につきましては、有価証券報告書「4.コーポレート・ガバナンスの状況等(4) 役員の報酬等」にて開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、業務執行の取締役及び執行役員候補の選任・指名については、法令及び企業倫理の遵守に関して経営幹部にふさわしい見識や高潔な人格を有すること、的確かつ迅速な意思決定が行えること、そのほか個人の知識・経験・能力等に基づき、社外取締役を含めた取締役会、経営陣全体のバランスを総合的に考慮した上で、取締役会決議にて選任・指名することとしています。また、再任については期待される業績・成果を恒常的に上げているかどうかを判断し、取締役会決議にて再任(非再任)することとしております。

監査等委員でない社外取締役候補については、原則4 - 9に示した基準及び資質に基づき、取締役会決議にて選任・再任することとしております。

監査等委員である社外取締役候補については、原則4 - 9に示した基準及び資質に加えて、最低1名は財務・会計に関する十分な知見を有した者とし、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会決議にて選任・再任することとしております。

また、取締役会は、CEOの選解任について、最も重要な意思決定の一つであることを前提に、経営環境全般の変化への対応、積極的な経営戦略の立案・推進や、継続的な業績の向上ができてきているか等を総合的に勘案し、実施いたします。なお、CEOの後継候補者育成についても、知識教育や計画的なローテーションなどを通じて、実施しております。

当該方針の決定・手続に関し、取締役会からの諮問を受け、社外取締役が過半数を占める3名以上の委員で構成される指名委員会にて協議・答申を行うことで、客観性・透明性・公正性を確保します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

監査等委員でない取締役候補、監査等委員である取締役候補の選任につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴、候補者とした理由を記載しております。

<補充原則4 - 1 経営陣への委任の範囲>

当社は、取締役会規程において、経営陣が取締役会に付議する事項及び報告する事項を規定しています。経営会議規程、業務決裁規程及び職

務権限規程において、経営陣に対する委任の範囲を規定しております。経営上重要な事項については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定は、代表取締役社長に最終決定を委任しております。

< 補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言 >

当社の独立社外取締役は現在5名であり、全12名で構成される取締役会の過半数に達していませんが、その構成員の過半数を独立社外取締役が占める指名・報酬委員会を設置し、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、これらの委員会の適切な関与・助言を得ています。なお、各委員会の構成員等は有価証券報告書「4.コーポレート・ガバナンスの状況等」にて開示しております。

< 補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方 >

当社は、医薬品開発を主たる事業としており、監査等委員でない取締役7名(うち女性1名)については海外子会社を含む当社グループにおいて迅速かつ的確な意思決定ならびに執行の監督が行えるよう、医薬品開発に精通する者を中心に構成し、グローバル事業の拡大を成長戦略の中心に据えていることから、海外事業のマネジメント経験知識を重視しています。また、監査等委員である取締役3名はすべて社外取締役かつ独立役員であり、製薬企業での新薬開発・経営、経理財務・人事を率いた経験を有しています。また、独立社外取締役2名(うち女性2名)は、上場企業の社外監査役の経験を有し企業法務に精通している弁護士と、上場企業の社外取締役の経験を有し財務会計・税務に精通した公認会計士・税理士であり、それぞれの専門性・経験から、業務執行取締役に対して公正かつ客観的な意見陳述を行い監督機能の強化を果たしています。これら多様なバックグラウンドを持つ12名の取締役が成長戦略やガバナンス強化に関して積極的に意見を述べ、活発な議論が行える体制を整えています。

取締役会のスキル・マトリックスは最下部に掲載の通りです。

< 補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況 >

現在、当社の取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、独立社外取締役を除き、他の上場会社役員の兼務は行っていません。また、利益相反取引の観点からも、他社の役員の兼務については取締役会にて決議を行い、兼務する場合であっても合理的な範囲にとどめることを前提といたします。なお、取締役の他社との主な兼務状況は、従来から毎年事業報告において適切に開示を行っております。

< 補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価 >

1. 実効性評価の結論

当社取締役会は、毎年度ごとに実効性評価を実施しており、2022年度の活動に対して取締役9名、監査役3名へのアンケートを実施し、その結果に基づき取締役会の実効性を評価いたしました。その結果、取締役会の実効性は確保されている旨の結論を得ました。

2. 結論の根拠

・当社取締役会は、第18期(2023年3月期)においては、取締役9名中社外取締役2名、社外常勤監査役3名を含めると5名42%が独立社外役員であり、全ての取締役会に出席し、積極的に議論に参加し意見を述べることで取締役会における独立社外役員の責務を果たしてきた。なお、2023年6月22日の第18回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員を含む社外取締役の比率を42%とするともに、過半数を社外取締役で構成する任意の指名委員会、報酬委員会を設置した。また、新任の社外取締役として、女性の弁護士、公認会計士を選任し、これに伴い取締役12名中女性取締役を3名(25%)とした。今後も、会社の持続的成長と企業価値向上に向け適切な議論に基づき意思決定がなされるように、取締役会の規模・多様性について、事業の成長に応じて適切に対応していく。

・取締役のトレーニングについて、法改正や企業に対する社会的要請に対応するための研修は適宜実施されており、また、業務執行取締役は、担当業務の変更などを通じて新たに知見・見識を深める機会も提供されている。社外取締役については、取締役会開催前に資料を提供し質疑応答の機会を持つことで議案内容の理解促進に努めている。後継者育成については、複数の若手経営職に対し重要会議への出席、海外出張や海外出向等のOJTを実施することで、グローバル経営に関する見識の強化を図っている。社外取締役からは、前回に引き続き、業務執行役員に対し経営環境変化に対応するためにも個々の見識・能力を高めるための自己錬磨と、後継者候補のさらなる充実に期待が寄せられた。今後も、事業の継続的な成長を果たすべく、当社グループにおける取締役とその後継者候補の育成に努めていく。

・重要性が高まる欧米事業に関し、戦略的課題の抽出・議論を通じてマネジメント体制を見直し、より効率的で柔軟な事業運営の促進に努めた。また、子会社を含む災害・不正・情報漏洩などの事業遂行リスクのモニタリングやコンプライアンス体制の強化を図っており、内部統制システムの実効性は高まっているとの回答が多数を占めた。一方、多様化する顧客ニーズに対応するために、新薬開発効率化への提案や様々な領域・種別の開発品目に対応しうる体制の強化が必要になってきており、これらの戦略課題については代表取締役が強力に推進するとともに、取締役会においても継続的な分析・評価と重要案件の審議を行うことで、当社の持続的成長へのモニタリングを充実させるとともに、当社の果たしうる持続可能な社会的使命についても十分な検討と適切な対応を行う。

< 補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング >

当社では、重要な審議事項に関わる関連知識や情報について、経営会議などの機会を通じて複数回にわたる情報共有と事前審議を行うとともに、社外取締役(非常勤)に対しては事前の資料提供・説明と質疑応答、並びに議案関連情報の提供をしております。これに加え、取締役が自ら積極的に学ぶことに加え、短期的には、法規制改正対応や職務の遂行に必要と考えられるテーマ(コンプライアンス、リスクマネジメント、サステナビリティ等)に関する外部講師による定期的な研修会の実施や、第三者機関が開催する職務遂行に有用な研修会の情報の提供を行うとともに、中長期的には業務執行取締役に対して担当分野のローテーションなどの機会を通じた多様な知識・経験の習得機会の提供を行っております。

< 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社は、株主(潜在株主としての機関投資家や個人投資家を含む)との建設的な対話を通じて、企業と株主との共通目的である企業価値の持続的成長を目指しています。プライム市場の選択に伴い開示している「上場維持基準の適化に向けた計画書」において、アカウンタビリティの強化を掲げており、情報開示の充実を継続的に推進し、国内外の投資家との対話の促進に取り組んでいます。具体的には、業績、経営戦略、資本政策、リスク、コーポレート・ガバナンス体制などについて以下の方法により継続的・建設的で透明・公正な対話を実施しています。

・株主との対話は専務取締役CFOが統括を行い、面談の目的と効果、株主属性を勘案し、代表取締役社長、専務取締役CFOを中心とした経営幹部より対話者と対話方法を検討のうえ実施しています。

・IRは財務部ならびに広報室が中心となり社内関連部署から必要情報を収集し、分かりやすい資料作成や説明により株主との対話を充実させていきます。

・定時株主総会、決算説明会、個人投資家向け説明会に加え、国内外機関投資家との個別ミーティング、英文を含めたWebサイトでのIR情報開示、個人投資家様からの電話・メール等による個別対応などを通じて対話の機会を持ち、質問や要望、説明会での参加者情報やアンケート結果などをIR活動へ反映しています。

・株主との対話を通じて把握した株主の関心や懸念は専務取締役CFOに集約し、経営分析や情報開示の在り方などの検討に活かしています。

・IR活動や株主との対話においては、社内規程の定めるところに従い、適切にインサイダー情報を管理しております。なお、当社では決算情報に関する対話を控える沈黙期間を四半期決算期日の翌日から決算短信発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社秦野	4,497,500	19.91
株式会社高橋	1,992,500	8.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,188,800	5.26
辻本 桂吾	1,024,200	4.53
株式会社坂本	808,700	3.58
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	754,278	3.33
秦野 和浩	742,000	3.28
高橋 明宏	741,600	3.28
坂本 勲勇	735,800	3.25
高木 幸一	720,000	3.18

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
枚山 栄理	弁護士												
西村 智子	公認会計士												
中島 与志明	他の会社の出身者												
村上 祐一	他の会社の出身者												
安藤 良光	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杵山 栄理				杵山栄理氏は弁護士としての豊富な実務経験に基づき、法律に関する高度の知見を有し、企業法務にも精通していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監督及び取締役会に対する有益な意見が得られると判断したため、社外取締役として選任しております。
西村 智子				西村智子氏は公認会計士及び税理士としての専門知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監督体制の強化に活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。
中島 与志明				中島与志明氏はアステラス製薬(株)及び(株)大阪ソーダにおいて、執行役員として主に人事関連の部署を率いた経験を有されており、同社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。
村上 祐一				村上祐一氏は国内大手製薬会社等において、経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験を有されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。
安藤 良光				安藤良光氏は、富山化学工業(株)において取締役として臨床開発室を率いた経験及び富士フィルム富山化学(株)において取締役として開発本部を率いた経験を有されており、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	3	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会規程に従い、監査等委員会の業務補助及び事務局として専任スタッフを配置しております。また、当該スタッフの評価については監査等委員会が実施することで、業務執行取締役からの独立性を担保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査等委員会、会計監査人、内部監査部の連携状況】

監査等委員会及び監査室長は、四半期ごとに会計監査人と面談し、また必要に応じて随時監査に関する意見、情報交換及び指摘事項の改善状況の確認を行うことで、双方の監査の充実、向上を図っております。

【監査等委員会と内部監査部との連携状況】

内部監査部の各事業年度の監査計画及び監査結果については、代表取締役及び取締役会並びに監査等委員会に報告される体制としており、内部監査の実効性を確保しております。また、監査等委員会から指示・要請を受けた場合、内部監査部は調査等を行い、その結果を監査等委員会に報告することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	0	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会における定款変更決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するとともに、総会後に開催された臨時取締役会において、任意の委員会として、指名委員会及び報酬委員会の設置を決定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示手段: 有価証券報告書、事業報告書

開示状況: 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に対する補足説明: 2023年3月期にかかる当社の取締役及び監査役の報酬は以下の通りです。

取締役(9名): 256百万円(うち、社外取締役2名15百万円)

監査役(3名): 46百万円(うち、社外監査役3名46百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2023年6月22日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行ならびに報酬委員会設置に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針をあらためて決議しております。

イ. 取締役報酬の基本方針

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、役員の報酬制度の客観性および透明性を確保し、適切に能力を発揮されることを目的として定めております。

当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

取締役(監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。)の報酬等の種類は、金銭報酬である固定による「基本報酬」ならびに短期の業績結果等により変動する「賞与」とします。

「賞与」制度においては業務執行取締役を対象としており、「業績賞与制度(賞与制度)」と「特別賞与制度(賞与制度)」から構成されます。

取締役(監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。)のうち非業務執行取締役については、賞与制度のうち対象となるのは「特別賞与制度(賞与制度)」のみとなります。

報酬構成としては、対象となる取締役の意欲向上に資する制度となるよう、業績標準時においては、おおよそ次の割合になるように設計しております。

なお、社外取締役においてはその職責に鑑み、業績連動による報酬体系は好ましくないと判断し「基本報酬」のみとしております。

業務執行取締役

基本報酬(90%) 賞与(10%)

社外取締役および非業務執行取締役

基本報酬(100%)

(2) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の種類は、その職責に鑑み、業績連動による報酬体系は好ましくないと判断し「基本報酬」のみとしております。

監査等委員である取締役

基本報酬(100%)

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定方針

(1) 基本報酬

役位や担当職責等に応じた基準額に基づき、毎月定額にて支給する金銭報酬であります。

(2) 「業績賞与制度(賞与制度)」

企業価値向上に重要と判断した評価指標(KPI)において、業績判定期間における公表数値と実際の業績結果に基づく達成度に応じて支給する金銭による業績連動報酬であります。

個人別の額については、役位別標準賞与額に対して、KPI達成度に応じて「150% ~ 0%」の範囲で決定し、毎年6月に支給いたします。

なお、本制度は、2024年3月期(2023年4月1日 ~ 2024年3月31日)を対象とした年度より導入いたします。

(3) 「特別賞与制度(賞与制度)」

短期的な業績数値に現れないものの、当社の中長期的な視点により将来の会社業績に貢献していると定性的に評価する対象者に対して支給する金銭による報酬であります。

個人別の額については、役位別標準賞与額に対して「+60% ~ -60%」の範囲で決定し、プラスの評価査定の場合は毎年6月に支給し、マイナスの評価査定の場合は翌事業年度の基本報酬から減額するものといたします。

なお、本制度は、2024年3月期(2023年4月1日 ~ 2024年3月31日)を対象とした年度より導入いたします。本制度は、特別に貢献した者に対して支給(貢献しなかった者に対して減額)する内容であり、上記記載の報酬構成の割合には含めておりません。

(4)その他

非金銭報酬である株式報酬制度は導入しておりません。

現在、当社の設立メンバーである取締役は、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、株主の皆さまとの利害価値共有は既に実現できているものと考えております。

なお、今後の設立メンバー以外の取締役の就任など、会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

ロ. 報酬等の株主総会決議に関する事項

a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額

2023年6月22日開催の第18回定時株主総会でご承認いただきました年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は除く。)です。

また、定款で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は13名以内で、本有価証券報告書提出日現在での取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名(うち社外取締役2名)です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2023年6月22日開催の第18回定時株主総会でご承認いただきました年額80百万円以内です。

また、定款で定める監査等委員である取締役の員数は4名以内で、本有価証券報告書提出日現在での監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ. 個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、業績評価等に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。

なお、取締役会は、一任された権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数として構成する報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしたうえで、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定するものとします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の業務補助(情報伝達を含む)については担当者を配置し、サポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げています。役員・従業員の有する知識・経験、組織としてのノウハウ・システムを持続的に発展・維持し、製薬会社など世界中のヘルスケアカンパニーに提供することで、新薬を含む新しい治療技術の開発やその発展・浸透、ひいては人類の健康的な生活に貢献することを目指しています。

上記経営理念に基づき、当社は、医薬品開発のノウハウ・技術をもって新薬を含む新しい疾患予防・治療技術の誕生・成長に貢献し、国内外のバイオベンチャー、製薬企業、医療機器メーカーなどのヘルスケアカンパニー、医療機関のパートナーとして医療の発展に貢献し、患者様ならびに社会全体の期待に応えてまいります。

当社は、人命に関わる事業活動を行うため、当社の役員ならびに従業員には専門性のみならず高い倫理観が求められることから、コンプライアンスの徹底をはじめとした企業行動規範の遵守を徹底しております。また、内部統制の充実を図り、経営の健全性・透明性を確保することで、事業の発展とあわせて企業価値の向上に努めております。

企業統治の体制の概要

当社は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会における定款変更決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択し、経営の透明性の確保と監督機能の強化並びに業務上の意思決定の迅速化を通じた持続的な企業価値の向上を図っております。

また、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。

さらに、取締役等の指名・報酬に関する手続きの客観性、透明性及び公正性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、諮問機関として任意の「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しております。

・取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員ではない。)9名(うち、社外取締役2名)及び監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役3名)の合計12名で構成され、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行います。また、財務・会計・法律に関する知識、経験の豊富な2名の社外取締役(監査等委員ではない。)及び監査等委員である取締役3名により経営の健全性、実効性を高めております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役3名)で構成され、原則として毎月1回、また、必要に応じて適宜開催します。監査等委員会においては、各監査等委員の業務分担を定め、当グループのコーポレート・ガバナンスや内部統制システムの整備及び運用状況並びに会計監査人の評価などを主な検討事項として審議します。また、常勤の監査等委員は選定監査等委員として、経営会議等の重要な会議にも出席し、業務執行等に係る監査を行います。

・経営会議

代表取締役社長、取締役副社長、役付取締役及び社内取締役をメンバーとし、また、執行役員並びに常勤の監査等委員である取締役等をオブザーバーとする経営会議を、月1回以上開催しております。経営会議は、業務執行上の諸問題をタイムリーに解決する他、経営上の重要事項や

業務施策の進捗状況等について、審議、意思疎通を図ることを目的としております。

・任意設置委員会

a) 指名委員会

取締役会における取締役の指名に関する意思決定等に社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、意思決定プロセスの客観性、透明性及び公正性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、指名委員会を設置しております。指名委員会の委員は、取締役である委員3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役から選定し、その委員長は独立社外取締役から選任することとしております。

取締役会からの諮問に基づき、取締役の選解任、代表取締役及び役付取締役の選定・解職、後継者計画その他の重要事項を審議し、答申を行います。

b) 報酬委員会

取締役会における取締役の報酬に関する意思決定等に社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、意思決定プロセスの客観性、透明性及び公正性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、報酬委員会を設置しております。報酬委員会の委員は、取締役である委員3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役から選定し、その委員長は独立社外取締役から選任することとしております。

取締役会からの諮問に基づき、取締役の報酬等の決定方針及び手続、取締役の個人別の報酬の内容等その他の重要事項を審議し、答申を行います。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役松山栄理及び西村智子は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社及び子会社の取締役(社外取締役を含む)、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2023年12月に当該保険契約を上記内容にて更新する予定であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のとおり、経営の透明性確保と意思決定の迅速化を通じ、当社グループの持続的な企業価値の向上を図るため、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会の活性化を図る一助として、いわゆる「集中日」を避けて株主総会を開催し、多くの株主が出席できるよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主の議決権行使を促進するために、書面による議決権行使に加え、パソコン、スマートフォンを通じたインターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権行使プラットフォームに参加しております。これにより、機関投資家は招集通知の発送日の当日から議案検討に十分な期間を確保できるようになり、議決権行使を促進する一助となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトにおいて、狭義の招集通知及び株主総会参考資料の英文を掲載し、国外の株主の議決権行使の促進を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長を説明者として、個人投資家向けに説明会を年1回以上実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算発表後の年2回、代表取締役社長を説明者として、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、その他適時開示資料、決算説明会資料及びこれらの英文資料等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部及び広報室にて担当しており、IR担当役員は専務取締役管理本部長CFOです。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切な手法によりできる限り適時かつ公平に情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令や定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定め、取締役会で決議しております。

- (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるよう、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。
- ロ. 当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役は組織内のコンプライアンスの推進、監督、及び法規制、当社ポリシー等へのコンプライアンスの確保に努める。
- ハ. 当社の監査等委員は、取締役会のほか社内的重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備及び運用状況の確認を行う。
- ニ. 当社は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査部を設置し、当部門は監査等委員会と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。
- ホ. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
- ヘ. 当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、社内通報窓口を設置し、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、並びに社会的信頼の確保に努める。係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。
- ト. 当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。
- チ. 当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名及び取締役・執行役員報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生時の未然防止に努める。災害、不正、情報漏洩などの事業遂行リスクについては、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント委員会がリスクマネジメント方針・計画を策定し、各部門は年度毎にリスクの抽出、回避策・対応策の検討を行い、評価を行う。リスクマネジメント委員会は評価結果を確認の上、取締役会に報告する。また、持続的事業成長を阻害するような環境変化や機会損失などの事業機会リスクについては、代表取締役社長が中心となり対応策を決定し、その指示のもと各事業部・部門等が対応し、経営会議に対応状況を報告する。重要な意思決定については、経営会議に諮問するとともに、取締役会において最終決定する。
- ロ. サステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する重要課題への対応状況をモニタリングし経営会議、取締役会に報告する。
- ハ. 重大な経営リスクが顕在化したときには、「危機対応規程」に従い、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。その他、重要な問題事象が発生した場合は、危機対応委員会がこの対応にあたる。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。
- ロ. 当社は、取締役会は原則として月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。
- (e) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針として「企業行動規範」及び倫理・コンプライアンスプログラムを共有し、業務の適正を確保する。また、コンプライアンス委員会は、リカルグループが高い倫理観と誠実さをもって事業を遂行することを保証するための活動を行う。
- ロ. 当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。

八. 当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。
二. 当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。
ホ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。

(f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。

(g) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立し、監査等委員会の指揮命令の下に職務を遂行する。

(h) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査等委員会へ報告する。

ロ. 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、定期的にまたは随時に、事業に関する報告を行う。

ハ. 重要な社内通報案件については、定期的にまたは随時に、監査等委員会へ報告する。

ニ. 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。

(i) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(j) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。

ロ. 当社の監査等委員会は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査部と緊密な連携を保ちながら監査等委員会監査の実効を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」を基本姿勢とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に詳細を明記して全役員・社員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則、その他関連法規や規則に準拠するのみならず、重要情報について適時性・網羅性・適正性・正確性を十分に意識し、積極的な情報開示を実行いたします。さらに、当社WEBサイトや決算説明会を活用して、機関投資家及び個人投資家に対する自発的なIR活動を積極的に実施してまいります。

2. 適時開示に関する体制

(1) 情報開示にかかる組織体制

当社における情報開示の担当部署は管理本部であり、情報管理責任者(専務取締役管理本部長、以下省略)の監督の下、開示担当者3名が開示関連業務(情報収集・文書作成・開示手続)を実施しております。

(2) 情報開示の手続

イ. 決定事実

原則として取締役会において審議・決議がなされた後、速やかな開示を実行いたします。

ロ. 発生事実

当該事実の発生部門(子会社を含む)あるいはその事実を認識した役員・職員が管理本部に情報を報告し、取締役会における審議・決議を経て速やかな開示を実行いたします。

ハ. 決算情報

管理本部経理担当者が決算情報等を確定し、開示担当者が決算書類等及び開示文書の作成を行い、これを取締役会が承認した後、速やかな開示を実行いたします。

(3) 情報開示の必要性の判断

情報管理責任者の監督の下、管理本部にて関連法規及び規則に基づき開示の必要性を判断し、取締役会において最終決定をしております。

(4) 情報開示のモニタリング

当社では、内部監査ならびに監査等委員会監査を実施し、開示の適切性を確認しております

		企業経営 事業戦略	医薬品開発	グローバル 事業	人事戦略	リソマキシマ コンプライアンス 法務	財務・会計	IT
取締役	桑野 和浩	○	○	○				
	辻本 桂香	○	○	○				
	河合 順	○	○	○				
	高橋 明宏		○		○	○	○	○
	宮崎 正敏	○	○	○				
	坂本 勲典	○	○	○				
	山口 志織		○			○		
社外取締役 独立役員	秋山 栄理					○		
	西村 智子						○	
社外取締役 独立役員 監査等委員	中島 与志明				○	○		
	村上 祐一					○	○	
	安藤 良光	○	○	○		○		

